

駅 通 情 報

第44号

時評 我家の庭木は雪折れで無惨！

—初春一題—

○春は確実にやって来たが……

この原因が活字になるのは、五月中旬であろうが、私は、四月中旬にこの原稿を書いている。

札幌の今冬は、十数年來の大雪である。

新聞、テレビ等の報道によると、札幌といつても距離によつて積雪量に大差があり、農業区、白石区等は平年並で、例年同様、四月中旬には積雪ゼロであるという。

それに比較して、私の住む南区は、例年であると他の区に先駆けて、三月末には消えてしまう我が、今年は、四月中旬、ようやく庭の花壇の土が現れた次第である。我が家では、私の加熱に伴つて除雪が大変であることを、道路に通ずる古前と玄関先までの階段は、ヒートティングを施してある。

従つて、除雪、排雪は一応心配がない。

ところが、思ひぬ障害が出てきた。それは、古前の道路の除雪は市役所でやつてくれるのであるが、除雪した雪を

ヒートティングで融けてアスファルトが出た。我が家の門内に寄せて行くのである。結局は、私の手によつて更に除雪を始めたハメになるのである。雪に踏るが、これは私の胸に収めて、春を待つのである。

さて、雪が融けてみると、また、新たな問題が出てきた。それは積つた雪に脚付けていた庭の樹、オノコ、ツツジ等が、春とともに十本近くも折れているのが表面に現れ始めた。これをどうするかが、また、頭痛の種である。

○我が家の小温室は花盛り、四月に入ると、我が家の小温室は素戔としの壁、の四か月を過ぎるとこれまでの緑一色からようやく脱して、草や

いた色褪になつてくる。ます、二月中旬、君子蘭、二株上本の葉が細胞を出し、三月上旬、これが一齊に開花した。次に、二株三本のアマリリスの葉が出現はじめ、例の太い茎が、日に日に伸びて、四月上旬には、次々と豪華な大輪が開花はじめた。

ところがその頃、市内東区の「百合が原公園」で、たくさんのアマリリスが開花したと、地元紙に写真入りで、大きく報道された。

私は、「これを見て、我が家のアマリリスだつて」これに負けない豪華な花が咲いていたと、言いたいところである。

またその頃のこと、思いもかけず、鹿児島の花屋さんから、北見の民家からの依頼であるとして「前路育養記念」の苗をもつて、胡蝶蘭が宅配便で送られてきた。

それは、私の首丈もある大きなダンボールに入つた高さ一メートルもある二本の胡蝶蘭で、既に八分咲きであった。

ダンボールから取り出し、床の間に飾り、見とれていた。これは、場違いとも見えるほど、部屋の一角に飾つて見えた。

実は、我が家の花々は、それまですべて青紅のものばかりであり、革やかな中に何物足りなさを感じていたところへ、今度の胡蝶蘭の到来である。しかもそれは、暗やかな薄紫色であり、我が家はそれまで赤一色であるところから一変して、色彩豊かな風情になつた。

我が家は春萬葉である。

目 次

一 時評 我家の庭木は雪折れで無惨！

佐藤日誌の中ににおける

二 駅通制度の現地状況を探る(1)

23

三 年代別人馬鹿錢等の推移(六)

4

四 駅便制運時ににおける

五 本州側の郵便物運送状況(1)

4

六 資料寄贈お礼

6

佐藤日誌の中における 駅通制度の現地状況を探る（二）

主ながき

前号では「留萌出張所在時に遭遇した公金公状の発着状況を記述したので、本号では、その「解説」からはじめることにしたい。

なお、佐藤日誌の記述事項の中には理解し難い点もあるが、それは、後々、解明して進つて記述することにしたい。

○解説

1 「本局では、公金・公状の発着状況」について解説を行う。

明治八～八七九年といえは、一月に、増毛・留萌・鬼鹿・古谷の四か所に郵便局が開設されたばかりであった。

さらには翌九年一月を期して、留萌管内では既設の吾前郵便局を起点として風連・天塩・宗谷・枝幸の四か所に

郵便局を設置するべく前述の郵便局・古谷兵助が現地調査に赴いていた時期であった。

従つて、当時、吾前以北には郵便局がなく、私状の送達は身元の知れた旅人に送達を頼む以外方法はなかつた。

また公状類については駅通の人馬の難立てか、又は信頼のにおける旅人に送達を依頼する以外に方法はなかつた。

以下、日誌によつてその実態を見ることにしたい。

2 本稿は、佐藤氏が留萌支庁在任時に於ける公金公状の發着状況について記録した事項を拾い出したものである。それ以前に、松本大判官に随行して旅行したときも珍しい取扱いに接しているので、まずそれを取り上げることにしたい。

それは七月十四日の頃に記述されているものであるが、佐藤氏は、利尻・礼文に立ち寄つての帰り、宗谷出張所に戻るさい、利尻・礼文出張所から宗谷出張所へ公金公状の返送を依頼されている。

そのような行為は、郵便局の設置される以前にはよくみられることがある。このような便宣いは、身元確実な者であれば、亡夫等の心配もなく、迅速且ちもねむね正確であり、また安心して依頼できるので、當時としてはよく行われた便法であつた。

ただ、後段の「余明発テ附スベシ分ノ公金公状ヲ携ヘ他ハ収束ト云々」にあるのは、何を意味するのであろうか。

かかる恐らくその公金公状の中には留萌支庁あてのものがあるので、それは佐藤氏自らが明確携行して帰り、残りのものは宗谷出張所へ渡したので、これをもつて終了にしたい、というのであろう。

3 七月二〇日に留萌に帰着し、二三日に出行してみると宗谷から「時付」をもつて公状が届いていた。

この「時付」とはどのような取扱いものであろうか。中味は「出納極算書」とあるから大切な書類であろうが、このような重要なものは取扱時間と指定期にて送達する方法があつたのであらうか。「定期送達」とでもいいくべきものであろう。

当時は、前述のとおり吾前以北は、また郵便局が開設されていないので駅通による創立てであつたはずであるが、「それにしても『時付』とは、郵便局・駅通所の取扱いには始めて出てくる取扱方法である。

4 七月二十四日の頃にある「引換を検査」とは、郵便局で現金送達制度ができる以前には、開拓使の公金取扱いは三井組が請負つていたのである。

その公金の取扱い状況を定期的に点検のため本店から巡回してくるものであつたので、これを指しているのであらう。

5 七月三〇日、札幌本店から公状が届いた。これは、会計局より元・留萌支庁（現出張所）あての引換書類とあるので開封すると室蘭から宗谷に転勤になつた浅井某の辞令が入つていたので、宗谷へ郵便便で回送した。

（八月一日より六日までの間本店へ出張のため中止した）。

6 八月六日、故郷への私信を詰め明朝・郵便局へ差出す。

これは、五月六日に差出した郵便の返信がないので再

- (1) 8月8日、軽便本店発出しの公状が届いたがこれは8月2日出しとあるので6日間もかかっている。当時の郵便運送には日時があつたといつても本店から差し後二日目に届くはずである。
- 9 本店より郵便が届いた。また当店より贈毛へ公状を送る。当然のことながら郵便で差立てたものであろう。
- 10 8月18日「序便アリ贈毛へ送ル」とある。序便とは何を指すのであろう。贈毛へ行く人のついでがあつたので依頼したのであろうか。序での便のことか。
- 11 次に、9月24日の頃にも「音木某に託シ贈毛へ公状ヲ送ル」とあるのも、前段と同じく序便であろう。
- 12 9月10日の頃、西前より豪華印紙七八五枚到着したとあるが、豪華印紙とはなんであろう。郵便切手や取扱印紙であるはずなので、何を指すのかわからない。
- 13 9月15日の頃で、函館郵便局と各都との間の回連であるが、その内容は記載されていない。回連とは同一郵便路线上にある各郵便局（又は自治体）等への回文の回連を要する事項がある場合、これを受取った郵便局等では、その内容を別紙に写し控えて原本書は次の郵便局へ順次送達するものをいうのである。

- (1) 14 前出の豪華印紙の先頭部を主要地へ設けるよう通常（右、左の項に記載した回連のことか）があつたので、函館郵便局内にも二か所設けるよう地元鶴場持（元の場所請負人）に申し付けたというものである。
- 2 留明在店時の状況
- (1) 「解説（駅通・その他について）」
- （2）八月八日出張所に出勤してみると、小松藤吉の顧客から失火し同人に預けておいた荷物一頭が焼死したという一報が入る。
- （3）この荷物は、口長坂場所有のものであるが、設置では、同人に荷物を預けておいたことを官に知らせていないかたとして、小松と後見責任者が賠償金を出すという処分を受けた。

- (2) 「賠金」とは、とくさんのことであるのか、行政上の賠金のことであるのかよく分らない。
- （3）八月四日、鬼鹿に復駆（駅通）を設けることと、駆馬の取扱いについて会議がもたらされた。駆馬の取扱いについての会議内容は書かれていがないが、あるいは焼死した駆馬は駆馬所属のものであつたのかも知れない。
- （4）この日、天塩四郡でこれまで流通していた太政官札の新札との交換が、三井組の出張員によつて行られたとのことであるが、詳しくは分かつていない。
- （5）過日の大雪のためオベラシベ流馬の価値が切れて馬券を通すことができなくなつたという。
- （6）支店員の区内巡回にも駆馬を使用するに見え、この日、佐藤氏は駆馬を使って贈毛を巡回している。
- （7）また、地元の川に架橋する場合は、官民折半で行う方法が一般にとられているとみえ、開港期、船砂両橋を仮設するに当たつてもこの方法がとられていて、これまででも日記上には、柳太アリスの北海道への移住に関する記述が多數あるが、取上げずにあた、中央の方針により柳太アリスを北海道の対面等へ移住させる計画が実行され、数次に渡つて移住民、荷物等が函館港内を通過した。その状況は、都度、本日誌に記述されているが、膨大な資料であり一度に収録できないので、後日、取りまとめることした。
- （8）九月一八日、風連別に駅通を設ける窓が出ているが、まだ実現するに至っていない。
- （9）また、先に工事中であった署吏別館が完成したので、次に御砂橋設に取りかかることになつたといふ。



年代別人馬賃金等の推移 (一)

年 代	人足一人一里 馬一足一里	山 通 船 通
安 政 三 年 同	四日宣 賞賃支 貢日宣 賞賃支 二日〇〇 三日〇〇 四日〇〇 五日〇〇 六日〇〇	四日宣 賞賃支 貢日宣 賞賃支 四日〇〇 五日〇〇 六日〇〇 七日〇〇

(適用地域等)

一 前二種は、蝦夷地一円
二 後段の一種は、適用地域「蝦夷地の西端」以上をもつて全道にわたって人馬賃金が明定された。

郵便創業時における

本州側の郵便物運送状況 (二)

まえがき

本稿では、表題に「本州側における郵便物の運送状況」とあるとおり、函館から瀬戸内、青森以南の運送状況の解説を図るうとするものである。前号(第四十三号)では、

その前段として、北海道の創業時における郵便制度の普及実態を記述した。統いて、本号では、本稿に入りて、「東京から北上して青森(又は、大湊)まで、津軽海峡の船舶による運送状況」を記述することにしたい。

なほ、前号(第四十三号)における記述のうち「(一)の解説中「(二)の種は、白河口から大洋洋岸側を北上し」と、また「福島県の桑折から小坂を越えて船上を経て日本海沿岸を北上し」とあるのは、前段は「太平洋側」と、また後段は「日本海側」が正当であるので訂正する。

○前半時にわける本州側の郵便運送便の設定状況

1 東北地方の運送便の開設

前段では、北海道側の置局、運送便の設定に至る経緯を記述したが、それも概めて函波に明治九年一月の全道一周年

郵便輸送実業までを対象とした。

駿河湾が、その頃、僻遠の地の北海道の開拓をなぜ急いだのかについては理由がある。しかも、明治九年一月には北海道本島を遠く離れた千島國の国後島(泊)にも開拓したのである。それは、郵便創業に当たって前島が国民に約束した、新郵便制度を「全国津々浦々にまで普及ねく普及させる」との宣言に基づくものである。

さて、その頃、北海道に隣接する東北地方の対応はどうであったのである。

内閣文庫所蔵「青森縣歴史第十二」によると

「郵便通」

○明治五千申、七月九日郵便御用ノ儀ニ付左ノ通令全般事當七月朔日ヨリ郵便御取扱ニ相成候ニ付テハ左ノ日割ノ通船島函館兩地ヨリ差越ニ相成候間御用間ハ勿論外國定期船等若出度者ハ左ノ割合ヲ以賞賃差出其最寄郵便取扱所へ差出申候

但郵便規則ハ各所取扱人へ相應置候同委相ノ義ハ其

最高取扱人へ可承合事

福島函館兩所ヨリ盛岡通毎月二五六ノ日差越

「解説」

解説

専門的用語が多いので、少しく解説を試みることにしたい。

(1) 東京から北上して福島へ達した郵便輸送路は、(一)で分岐して一方は盛岡を経由して下北半島の安曇大潟に至る。もう一方は最上・秋田を経由して青森に出て大湊で

太平洋回りと合流するというものである。

(2) 東北地方を横貫するこの二種は、福島と函館の双方から

同日差立てるものであり、その日割は次のとおりである。

①盛岡回りについては、毎月「二・十一・二十二」日と、「五・十五・二十五」日、あるいは「八・十八・二十九」日で毎月九便

「日」の差立てである。あるいは秋田回りについては毎月「三・十三・二十三」日と、「六・十六・二十六」日、あるいは「九・十九・二十九」日の九便で、合計十八便の差立てとなつている。

駅通情報

(5)

この日記は、前項の「南館郵便役所開設前後」に記述した郵便室から開拓使へ通報してきた日記と併合する。ただ、開拓使へ通報してきたものに明確でなかった部分である開拓の地点が、「東京から北上してきた郵立使が福島郵便役所に至つて辭職され、ここで分岐することが明らかになつた。

(3) この両使は、七月一日の朝南館郵便役所開設と同日に開設され、七月二日盛岡回り福島行き、七月三日秋田回り福島行きから差立てが開始されたのであつた。

(4) 本稿文書中の「左ノ開合ヲ以貰錢並出」については、その賃錢額が表記されているが、本項ではその記述を省略し、追つて説明することにしたい。

2 沿道郵便取扱所の開設

前記、駅通察から開拓使へあてた文書の通り、南館郵便役所、及び道内各地への郵便取扱所開設のため、駅通察都裁難大國と望月小國の二人は、福島県から内道へ分かれて東北地方内沿道への取扱所開設準備を果しつゝ北海道へ向つたのであつた。内閣文庫所蔵の資料によると、このとき開設された郵便取扱所は次のとおりである。

一 郵便取扱所

新潟路青森ヨリ	
小湊 野辺地 橋浜	田名部 大畑 大瀬
岩手路青森ヨリ	
小湊 野辺地 七戸	五戸 二戸 二戸
五戸 ヨリ鶴道	
八戸	
秋田路青森ヨリ	

省動務高精吾士氏調査と記載される右四県の別業時間設の郵便取扱所として、次の各所が掲載されている。

○仙台郵政局管内 明治五年七月設置

新潟路白坂、白河、小田川、矢吹、棚之谷、仁井、中寺、西本、平、

四ツ木、本高、一本松、小沢、針、八十日、福島、潮上、川俣、塩川、桑

折、鶴田、長沼、須賀川、坂下、野坂、板谷、米沢、赤湯、上ノ山、山形、

天童、柳岡、尾花沢、長崎、船町、石炭、金山、舟形、木合海町、新庄、

古口町、麻ヶ崎、二郷、鶴ヶ岡、清川

羽根田、院内、湯沢、横手、六郷、大曲、羽和野、黒川、久保田、

土崎港、一日市、御子、大館、森岡、松山、荷上場、酒田、久遠、松浦、

堀越(本庄)

陸前国大河原、岩泊、仙台、七北田、利府、古國、古川、吉野、全成、

小野、鶴岡、石巻

(陸中国)一関、角沢、水沢、金ヶ崎、花巻、郡山、盛岡、透風、沼宮内

〔解説〕

上記(2)項とのおり函館郵便役所が北海道へ郵便開設のため郵便官員筑摩大國らが来道することになつたが、その途中、東北地方内沿道の沿道に郵便取扱所の開設調査をしつづ北上する手はずであることは既に述べた。

三 津程海峡の郵便運送

南館郵便役所の開設直前に「東京—函館間の郵便運送方法も確定し、前述のとおり郵便運送路日程が、次」とおり発表され、同役所開設と同時の明治五年七月一日を期して運行が開始された。

四 駅通察白道東京

毎月二十五八ノ日第七字函館発
往復里程里數 一時三里行
相東京ヨリ陸羽道中福島迄一日之往復
去ヨリ出文之日刻ヲ以函館江尚發陸路國大國ヨリ東京

日本橋迄
陸路大百八里九丁余毎月三六九ノ日第七字函館出發青
森路上通東京往復時間同前
但前回唐

なお、昭和四十七年六月「通信文化新聞」に上ると、本

陸奥山大間ヨリ東京日本橋迄陸路六百四拾里半恰丁全
一函館大間之間海上時間御定ヲ事右之通り之解也

壬申六月廿三日〔明治五年郵便往來上〕

○筆者注・略とは現在の二時間に当たり、現在の時間に

直すと一時間当たり一里半の行程である。〔解説〕このときの郵便輸送設定は、單に「函館—東京」間に郵便輸送の速便を設立するといった使命のほか、東北六縣の通信網の開設といつた重要な任務があったのである。函館路は、東京から福島に至り、ここで分岐して、一方は、太平洋側を北上、陸國経由下北半島の大間(酒)に至る線と、もう一方は、福島から最上、秋田、青森經由太間に至って太平洋側回りと合流する日本海側回りとし、函館—大間間の渤海は北海道側の開拓使が郵便輸送を用意するといったものである。

なお、この運送便は、前述の内閣文庫所蔵の資料にある「往復日割」とは同じ日程になつてゐるが、函館の大間—東京間の里程、函館出発時刻、一時間速度のほか東京—福島間は一日往復であること等、郵便輸送に関する必要事項は総て指定されている。

2 「本土」「大間」「函館」間の郵便航送

さて、前述の駅頭寮からの郵便往復日割によると函館一大間間の郵便航送は、開拓使側で用意をして海上輸送を確保することになつてゐる。このことについて、開拓使側の対策についての史料は至つて少なく、史実を正確に把握することは難しい。

秋田回り月九便、盛岡経由月九便の毎月計十八便の往復であるから毎日のように配達が必要になる。開拓使は、この郵便航送についての対策はどうの工夫をされてたのであろう。「道面青森井大間り之渤海ハ小形蒸氣船輸送之儀ハ既ニ御決定御賈上方取扱中ニ有之候此段御含二中入候猶本支之次第札綱ヘハ御地ち御中越有之度候也〔東京往復第二号〕」

青森と大間からの函館への郵便航送は、小型蒸氣船一艘買入れて郵便物輸送に当てる」とに決定して手配したというのである。その後、方針に変更なければその通り

実施されたのであろう。この文書では、青森と大間の双方から函館への渤海となつていて、当初の計画では秋田回りは青森から、また一方の盛岡回りは大間からの渤海として計画されたのであるまいか。実は、その後の文書はいずれも東京—函館間の郵便物の航送は大間における積込みとなつてゐるので、いつの時期かに当初の計画に戻つて、大間と青森の双方から函館への運送に變更になつたものようである。

函館郵便役所開設七か月後の翌年二月、開拓使函館支庁から、次の布達が発しらされている。
〔函館ヨリ青森安瀬〔渤海通漕便利之為〕當使ニ於テ萬八弘明丸左ノ現明日割之通牒行文

函館ヨリ青森へ向 二の日
函館ヨリ安瀬へ向 六の日
青森ヨリ函館へ向 四の日
安瀬ヨリ函館へ向 九の日
（以下略）

○筆者注・安瀬は、のちの大瀬である。とあって、恐らく郵便物もこの定期便を利用したものと思われる。
ただ、郵便物の航送もこの便を利用したものとするが、これまで上下各九便であったものが各六便に減便されたうえ、本州側の寄港地が大間のみであったものが、青森と安瀬の二か所に変更になつたものである。（以下次回）

○資料寄贈お礼

一 北見地方の駅道と汽船 丸敷布町 秋葉 実 氏

発行年月日 平成十七年五月五日

発行者 布 無 料

史跡研究会 主宰 宇川 隆 譲
TEL 011-571-36022